

## 食品衛生管理者登録講習会の登録 審査基準

### 【事務の根拠】

○食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「令」という。）第二十一条法第四十八条第六項第四号の講習会の登録を受けようとするときは、その実施者は、厚生労働省令で定めるところにより、その講習会の実施地の都道府県知事に登録の申請をしなければならない。

### 【欠格条項】

#### ○令第二十二條

次の各号のいずれかに該当する者は、法第四十八条第六項第四号の講習会の登録を受けることができない。

- 一 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第三十条の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

### 【参考条文】

#### ○食品衛生法（昭和二十三年法律第二百三十三号。）第四十八条第六項第四号

次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食品衛生管理者となることができない。

四 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)に基づく中等学校を卒業した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、第一項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない製造業又は加工業において食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に三年以上従事し、かつ、都道府県知事の登録を受けた講習会の課程を修了した者

#### ○令第三十条

都道府県知事は、登録講習会の実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて登録講習会に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第二十二條第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項又は次条の規定に違反したとき。

- 三 正当な理由がないのに第二十七条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により法第四十八条第六項第四号の登録を受けたとき。